

2023年5月11日

各 位

会社名 カヤバ株式会社（KYB株式会社）
代表者名 代表取締役社長執行役員 大野 雅生
（コード番号 7242 東証プライム市場）
問合せ先 エグゼクティブオフィス部長 福田 憲道
（TEL 03-3435-3521）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月23日開催予定の第101期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

（1）株主総会の運営に柔軟性を確保するため、現行定款第14条（招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。

（2）事業内容の多様化に対応するために必要に応じた役付取締役を選任できるよう第21条（代表取締役および役付取締役）について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>（招集権者および議長） 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 (2) <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>（招集権者および議長） 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 (2)<u>前項の代表取締役</u>に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>（代表取締役および役付取締役） 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2)取締役会は、その決議によって<u>取締役会長</u>、</p>	<p>（代表取締役および役付取締役） 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2)取締役会は、その決議によって<u>役付取締</u></p>

<p>取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を定めることができる。</p> <p>(3)取締役社長は当会社を代表する。ほかに取締役会の決議によって、前項の役付取締役のなかから当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>役を定めることができる。</p> <p>(削除)</p>
---	---------------------------------

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会決議日：2023年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日：2023年6月23日（予定）

以 上